

資料

ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革の検討状況について

令和5年4月26日 経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

これまでの経緯と今後の対応

【これまでの経緯】

- **愛知県・常滑市**からの**ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革提案**について、国家戦略特区ワーキンググループ(令和3年10月開催)で御議論いただいた。
- その後、国家戦略特区諮問会議(令和4年3月開催)において「追加の規制改革事項等」として「水素導管 に関する基準の明確化※」が盛り込まれた。
 - ※(水素導管に関する基準の明確化)

水素の社会実装に向けて、基準の明確化といった課題等についての検討を行うとともに、必要な規制の見直し等について今年度実施する調査研究結果を踏まえて、検討を加速化させる。

【今後の対応(措置予定)】

- 水素導管に係る事業については、愛知県・常滑市から提案があったスーパーシティ 候補対象地区での水素利用など、各地において様々な提案・構想あり。
- これらに機動的に対応するために、現行の技術基準(省令)で求める技術以外についても審査できる仕組み(大臣特認制度)を設けることとし、今後、関係省令に本制度を措置する予定。
- ▶ 本制度の措置については、産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会ガス安全小委員会(令和5年3月開催)において了承を得たところ。

1. 現状と対応の方向性(案)

- 現行のガス事業法ではガス種の限定等はないものの技術基準(省令)では燃焼性の確認(カロリー確認)を求めているところ、晴海選手村地区での水素導管供給事業が今後行われる予定(そのため省令の改正等を予定)。
- そのような事業に対し、機動的に対応するためには、現行の技術基準(省令)で求める技術以外についても審査できる仕組みが必要ではないか。
- 上記仕組みに係る制度的な措置として、高圧ガス保安法や火薬類取締法では「大臣特認制度」が既に措置されているものの、ガス事業法では措置されていないため、今後、関係省令に同制度を措置する方向で検討したい(対象条文の考え方等は、ガスに係る規制を行っている高圧ガス保安法に倣うことを想定)。
- そのため、どのような制度設計が良いか、関係団体等と議論していきたい。

2. 具体的な大臣特認の制度(案)

(1)制度の立て付け

● 技術基準(省令)以外でも安全性が担保されることを、事業者(申請者)が科学的なデータ等を用いて自ら立証し、それを経済産業省が主催する「有識者により構成された審議の場」において審査することとしてはどうか。審査の結果、申請内容の安全性が認められれば、事業者(申請者)の申請に基づき、国が「規定に依らない場合」として認めることとしてはどうか。

(2) 審查基準

扱う技術や物質の特性を十分に踏まえつつ、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保等 を認定の基準としてはどうか。

(3)審査体制

●特認申請の審査については、ガス事業法と同様、各監督部による権限が存在する火薬類取締法の審査方法に倣い、ガス安全小委員会の下部組織としてワーキンググループを設置することとしてはどうか。

第6回 水素保安戦略の策定に係る検討会「資料1 水素保安戦略の策定に係る検討会報告書-水素保安戦略-(中間とりまとめ案)」より抜粋

(参考) 高圧ガス保安法における自主保安の促進と機動的な制度

- 高圧ガス保安法では基準の性能規定化(新技術や民間における創意工夫の導入促進のため、安全確保上必要な要件について、具体的な手段、材料、方法で規定するのではなく、必要な安全上の性能のみを規定)を図っており、法令改正を要望されるものの多くは、既存法令の機動的な制度を活用すれば、対応が可能なものとなっている。
- ●大臣特認制度:関係規則(省令)に定められている規定によることができない場合に、事業者の申請により、同等の安全性が担保できるものと大臣が認めた代替措置をもって、例外が認められる制度(KHKによる特定案件事前評価が必要)。事業者の創意工夫により、規定されている規則以外の措置が可能。
- ●これまでの活用事例(水素関係):
 - ・火気との距離、粗暴な取り扱い、容器の刻印方法等

(参考) 詳細基準事前評価制度のスキーム 適用詳細基準による審査、 自治体等への許可、 事業者による審査、 申請受付 例示基準は、各規則の性能規定化された技術上の基準 (機能性基準)を満たす技術的な内容を例示したものである。なお、十分な保安水準を確保できるものとして、機能性基準を満たす場合には例示基準によらない方法も認められている。

<u>例示基準によらない方法</u>については、以下の制度により審査が可能となっている。

- ●自治体への審査等申請時に<u>事業者の創意工夫により</u>、 安全性を立証するための規格、試験データを添付する。
- ●詳細基準事前評価制度:<u>例示基準によらない方法</u>について、事業者の申請により、機能性基準に適合することを KHKが評価する制度。
- ●一般詳細基準審査:例示基準の追加・改正を目的に、 事業者等からの申請を受け、KHKが申請内容の機能性 基準への適合性を評価する制度。
- ●これまでの適用事例 (水素関係)
 - 材料、敷地境界との距離、障壁の構造等